

かごしま犯罪被害者支援センター

が設立されました

業務内容等

体制

犯罪の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的なケアなどを行う「かごしま犯罪被害者支援センター（理事長 久留一郎）」が平成17年3月10日、鹿児島県警察本部内において設立されました。かごしま犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という）は、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害者の被害の回復や軽減に資することを目的とする団体です。業務内容は以下のとおりです。

●相談業務

電話相談
午前2名、午後2名体制で事務局員及びボランティア相談員が相談の聴き取り、指導、助言、紹介に対応します。

●面接相談

ボランティア相談員が一般相談の対応を行います。

●会費他寄附金の募集センターの運営費

●賛助会員

個人

1口につき1,000円

法人・団体

1口につき5,000円
(2口以上)

●ボランティア相談員の研修

●**広報・啓発**
ポスター、リーフレットの作成、配布や会報等の発行、講演会の開催を行います。

実施する予定です。

かごしま犯罪被害者支援センター相談電話

☎ 099-250-8341 やさしい

[問い合わせ先]

かごしま犯罪被害者支援センター
☎ 099-263-7830 なやみなし



愛犬家のみなさんへ

狂犬病予防法により生後91日以上の犬には登録(第4条)と狂犬病予防注射(第5条)が義務付けされています。錦江町では5月下旬に春の集団接種を計画しています。

- ※犬を飼ったら役場へ登録しましょう。
新規登録手数料(生涯1回) 3,000円
- ※毎年一回は狂犬病予防注射を受けましょう。
狂犬病予防注射料金 2,450円
狂犬病予防注射済票発行手数料 550円

愛犬家のエチケット

- ★犬の放し飼いは絶対にやめましょう。近所の方が大変迷惑しています。
- ★散歩中の糞の後始末は、飼い主の責任です。

(その他の犬の手続きについて)

- 新規に犬を飼育した場合 届出が必要ですので役場へ連絡してください。
 - 犬が死亡した場合 書類の作成が必要です。
 - 犬を譲渡したり譲渡された場合 書類の作成が必要です。
 - 転入転出により居住場所が変更になった場合 書類の作成が必要です。
 - 鑑札や注射済票を紛失した場合 書類を作成のうえ再発行が必要です。
- 本所・支所の担当課へご相談ください。